## 地方自治体における重度障害児の保育所受入れのための施設整備等の助成に関する意見書

現在、全国のほとんどの自治体保育所では、障害児保育の対象者は、3歳以上の障害児で、あくまで集団保育が可能な中程度の障害を有するものとしており、障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数(1保育所6人程度)を受入れ、障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合による保育を行ってきております。

全国で年間500人以上と推計されている、分娩に係る医療事故等により脳性麻痺 となり、身体障害者1・2級と認定された重度の障害を持つ児童の保護者のニーズと して、地域の保育所への入所の声が高まってきております。

また、障害児の医療療育センターの専門医からも、保育所へ入所し同世代の子ども たちと育つことが、本人の知的な面や社会性の成長に必要不可欠であるとの意見も寄 せられております。

しかし、重度の障害児を保育所に受け入れるためには、施設のバリアフリー化等の 改修費、職員の加配による人件費の増が伴い、現下の財政難の状況では、あまりにも 負担となり、障害福祉政策を進めている自治体としては、非常に厳しい選択ですが、 悩み、苦しんでいる重度障害児をもつ親のニーズに応えられないのが現状です。

以上のことから、宮城県並びに政府におかれましては、ノーマライゼーションの社会実現のために、重度障害児の保育所受入れができるように、下記事項について要望いたします。

記

- 1. 重度障害児の保育所受入れのための施設整備に対しての助成制度の拡充
- 2. 重度障害児の保育所受入れの際の加配職員に対する助成制度の創設

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月22日

## 宮城県東松島市議会議長 佐 藤 富 夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

内閣官房長官

厚生労働大臣

宮城県知事